



めぐろ子育てホッとナビでオンライン相談ができます

保健師などにテレビ電話で相談ができる、オンライン相談サービスを開始しました。対面での感染リスクを回避できるほか、画面を通して状況を確認しながら相談できます。詳細はホームページ(右コード)または子育てアプリ「めぐろ子育てホッとナビ」(下コード)をご覧ください。



子育て支援課利用者支援係(☎5722-9596、FAX3715-7604)

主な相談内容

- 離乳食や夜泣きなど子育てに関する相談
☎子育て総合相談(☎3715-2641)
- 子どもの成長・発達に関する相談
☎相談支援「ひまわり」(☎3792-6691)
- ゆりかご・めぐろ(妊婦面接)
☎保健予防課保健相談係(☎5722-9504)、
碑文谷保健センター保健相談係(☎3711-6447)

相談の流れ



子育てアプリ「めぐろ子育てホッとナビ」は「母子モ」で検索、または右コードからダウンロードできます



9/20~26 は動物愛護週間 ほくたち生きています



ペットたちからのお願い

- 🐾 ちゃんとご飯を食いたいな 🐾 乱暴しないでね
- 🐾 清潔にしてほしいな 🐾 最期まで一緒にいたいな

動物はかわいい。でもいざ飼ってみると、掃除や散歩、餌やり、不在時の世話など手の掛かることもあります。動物も、私たちと同じように生きています。ペットとして一緒に暮らすには、責任と愛情を持って最期まで世話をする気持ちが大切です。

☎生活衛生課生活環境係(☎5722-9505、FAX5722-9508)

パネル展示

小さな命の大切さ、飼っている動物や身近にいる動物たちについて、もう一度考えるパネル展です。

期間 9/19(土)~28(月) 9:00~17:00
(9/21・22を除く。最終日は15:30まで)
会場 総合庁舎本館1階西口ロビー

野生動物への本当の思いやり

野生動物へ餌を与えることは、生態系を荒らすことにつながります。本当の思いやりは、むやみに野生動物に近づかないこと。愛情を持って静かに見守りましょう。

ちょっと待って! それ、悪質商法かも

事例1 訪問販売

その場で契約を迫る屋根工事

知らない業者が突然家に来て、このまま放置すると危険と工事を急がされて契約してしまった。

対処法

不安をあおり契約を急がせる場合は要注意です。慌ててその場で契約せず、家族や身近な人に相談する、信頼できる複数の業者から見積もりを取るなど慎重に検討しましょう。工事が終わった後でも契約書面を受けとった日から8日間以内であれば、クーリング・オフ(※)ができます。自分の判断だけであきらめず、消費生活センターにご相談ください。

お宅の屋根瓦がずれているので無料で点検します



事例2 定期購入

お試しのつもりが定期購入に

インターネットで健康食品をお試し価格で申し込んだ。1回限りのつもりが、2回目の商品が届いた。問い合わせると、定期購入の契約のため、3回以上購入しないと解約できないと言われた。

対処法

インターネットでの買い物は通信販売に当たり、クーリング・オフの対象外です。返品可否や条件などは広告の記載内容に従うことになります。安いからとすぐに判断せずに、広告を最後まで読み、購入や解約の条件、返品の可否など契約内容をしっかり確認しましょう。



※クーリング・オフ＝一定期間内であれば、無条件で契約解除できる制度

悪質業者は、さまざまな手口で貴重な財産を狙っています。特に高齢者は狙われやすく注意が必要です。9月は高齢者悪質商法被害防止キャンペーン月間、被害を防ぐには、本人の自覚はもとより、周りのかたの見守りが重要です。相談事例を紹介します。

☎消費生活センター(☎3711-1133、FAX3711-5297)

困ったときは消費生活センターへ
相談専用電話 ☎3711-1140
相談時間 月~金曜日 9:30~16:30

暮らしに役立つ消費者力アップ講座

日時 10/6~27の毎週火曜日10:00~12:00(全4回)
会場 消費生活センター(目黒2-4-36 区民センター内)
内容 悪質商法の対処法、インターネットの活用術、健康を支える食生活ほか
講師 一般社団法人消費者力開発協会 廣重美希氏 ほか
定員 20人(先着)
申し込み方法 電話またはFAX(講座名、住所、氏名、電話を記入)で、9/29までに、消費生活センター(☎3711-1133、FAX3711-5297)へ。ホームページから申し込み可

消費生活相談員が、悪質商法の手口、見守りのポイント等をテーマにお話しする出張講座もあります。詳細はお問い合わせください。